五泉市農業委員会

令和８年　第５回　定例総会議事録

会議開催　　令和８年５月 29 日(金)　午後２時 00 分
場　　所　　五泉市村松支所　２階　会議室３

出出席委員(17 人)

１番　渡邉　利雄	２番　亀山　公子
３番　大槻　彰吉	４番　長谷川　亘
５番　深井　秋彦	６番　大湊　弘明
７番　髙橋　喜美子	８番　権平　孝男
９番　武藤　智暁	10 番　樋口　勝俊
11 番　川瀬　福司	12 番　井上　百合子
13 番　（欠席）	14 番　（欠席）
15 番　金子　郁夫	16 番　酒井　美奈子
17 番　大湊　賢吉	18 番　金子　信行
19 番　松尾　タカ子	

欠席委員(２人)

13 番　清田　ひろみ	14 番　村田　和賢

関係説明者

局　長	松尾　聡	次　長	本間　泰巳
村松事務所長	牛膓　修啓	係　長	星　恵里子
主　事	猪俣　暁広		

日　　程　１．開　会
２．会長挨拶
３．総会成立宣言
４．会期日程
５．議事録署名委員の指名
６．農地パトロールの報告
７．議　件
議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
議案第２号　農地法第４条の規定による許可申請について
議案第３号　農地転用事業計画変更承認申請について

議案第４号　農地法第５条の規定による許可申請について
議案第５号　農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について
・利用権設定・転貸案件
・利用権移転案件

１　開会

司　会　　それでは、ご案内の時刻となりましたので、ただいまから、令和８年第５回定例総会を開催いたします。
松尾会長からごあいさつをいただきまして、その後は、五泉市農業委員会会議規則第４条によりまして、議長として会の進行をお願いいたします。

２　会長あいさつ

松尾会長　　（あいさつ）

３　総会成立宣言

議　長　　それでは、ただいまから、令和８年第５回総会を開会いたします。
ただいまの出席委員数は、19 人中 17 人で、定足数に達しておりますので、本総会は成立していることを宣言します。なお、13 番・清田ひろみ委員 14 番・村田和賢委員から欠席する旨の連絡がありましたので、報告いたします。

４　会期の日程について

議　長　　次に、日程４、会期の日程についてでありますが、本日１日限りとし、議事日程につきましては、お手元に配布の日程のとおりとすることで、ご異議ございませんか。

（「異議無し」の声あり）

議　長　　ご異議無しということで、左様決定いたします。

５　議事録署名委員及び記録員の指名について

議　長　　次に、日程５、議事録署名委員及び記録員の指名についてであります。
五泉市農業委員会会議規則第 13 条の規定により作成します、議事録の署名委員の指名について、議長にご一任いただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議無し」の声あり）

議　長　　ご異議なしと認めます。それでは、議事録署名委員は、 12 番・井上百合子 委員、15 番・金子郁夫 委員　にお願いします。また、議事録の記録員は、事務局・星係長にお願いします。

６　農地パトロールの報告

議　長　　次に、日程６、農地パトロールの報告であります。

調査班の班長、５番・深井秋彦委員から、報告をお願いします。

調査班長（深井秋彦　委員）

はい、議長。議席番号５番、現地調査班 深井です。

優良農地の保全と確保、無断転用の防止として５月の農地パトロールを実施しました。

本日９時から私ほか、酒井　委員、坂田　推進委員、吉田　推進委員、事務局の牛腸所長、星係長で管内を見て参りました。

五泉地区では、寺沢４丁目、橋田、三本木、高山、一本杉、村松地区では、寺田　を見て参りましたが、違反転用等の状況が見受けられなかったことを報告いたします。

議　長　　ただいまの報告について、ご質問等がありましたらお願いします。

（質疑応答なし）

議　長　　無ければ、報告のとおりとします。

７　議件　／　議第１号

議　長　　最初に、「議第１号・農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。

この案件には委員が関係するものがありますので、そちらから先にお諮りします。５ページの番号９番は、関係委員が関係しますので、議事参与の制限により退室してください。

（関係　委員　退室）

星係長　　はい、議長。

議　長　　星係長。

星係長　　はい、議長。説明いたします。

５ページから９ページをご覧ください。

番号９番は、賃貸借の案件です。

番号９番は、田 24 筆、面積 17,867 ㎡を議案書の備考欄に記載されている通り、貸し借りするものであります。

23 ページの審査表をご覧ください。

農地法第３条第２項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議　長　　ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長（深井秋彦　委員）
はい、議長。説明いたします。
番号９番は、高山地内及び一本杉地内の田でありました。
特に問題がないと見てきましたので報告します。

議　長　　ありがとうございました。これより質疑に入ります。
ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

（質疑応答なし）

議　長　　無ければ、採決に入ります。
議第１号・農地法第３条の規定による許可申請について」の番号９番は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので､「議第１号･農地法第３条の規定による許可申請について」の番号９番は、原案のとおり決定されました。
関係委員は入室してください。

（関係　委員　入室）

議　長　　続きまして､「議第１号・農地法第３条の規定による許可申請について」の番号９番を除く案件について事務局より説明をお願いします。
事務局より説明をお願いします。

星係長　　はい、議長。

議　長　　星係長。

星係長　　はい、議長。説明いたします。
今回の農地法第３条の規定による許可申請は、先ほど、ご審議していただきました番号９番も含めて、総数 11 件で、すべて賃貸借の案件となります。
個人情報や金額等については、あらかじめお送りした議案書をご確認いただくこととしまして、審査基準の項目について適合しているかなど、検討結果を中心に説明いたします。

３ページをご覧ください。

番号１番から 11 番は賃貸借の案件です。

番号１番は、田１筆 1,004 ㎡、番号２番は、田５筆 3,683 ㎡、番号３番は、４ページをご覧ください。田１筆 1,566 ㎡、番号４番は、田２筆 3,173 ㎡、番号５番は、田１筆 1,669 ㎡、番号６番は、田１筆 1,021 ㎡、番号７番は、５ページをご覧ください。田１筆 2,000 ㎡、番号８番は、田５筆 5,950 ㎡、番号 10 番は、13 ページをご覧ください。田 26 筆 14,223.61 ㎡、畑４筆 1,762 ㎡、合計面積 15,985.61 ㎡、番号 11 番は、田１筆 4,467 ㎡、

これらを議案書の備考欄に記載されている金額で貸し借りするものであります。

なお、すべての申請地を事務局で事前に確認を行っているところであります。本日の現地確認は、申請のうち、番号９番と番号 10 番は、新規の賃貸借に該当するため、確認を実施しております。番号１番から番号８番、番号 11 番は、農業経営基盤強化促進法からによる更新手続きであるため、省略といたしましたので、ご了承願います。

15 ページから 25 ページをご覧ください。

番号９番を除く、番号１番から番号 11 番の案件について、農地法第３条第２項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議　長　　ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長（深井秋彦　委員）

はい、議長。説明いたします。

番号 10 番は、三本木地内、高山地内及び一本杉地内にある田と畑でありました。

特に問題がないと見てきましたので報告します。

議　長　　ありがとうございました。これより質疑に入ります。

ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

（質疑応答なし）

議　長　　無ければ、採決に入ります。

「議第１号・農地法第３条の規定による許可申請について」の番号９番を除く案件については、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、「議第１号・農地法第３条の規定による許可申請について」の番号９番を除く案件については、原案のとおり決定されました。

７　議件　／　議第２号

議　長　　続きまして、「議第２号・農地法第４条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

星係長　　はい、議長。

議　長　　星係長。

星係長　　はい、議長。説明をいたします。

今回の農地法第４条の規定による許可申請は、総数２件であります。

29 ページをご覧ください。

番号１番は、橋田地内の登記地目 田２筆、389 ㎡を雪捨て場及び臨時駐車場とする永久転用の案件であります。

36 ページの審査表をご覧ください。

許可基準に定める農地区分の該当事項は「カ-(ア)」であります。

申請地は、第１種にも第３種にも該当しない第２種農地と判定されます。

中山間地域等の存在する小集団の生産性の低い農地であり、周辺への影響も少ないと考えられるため、転用は止むを得ないものと判断いたしました。

29 ページに戻っていただき、番号２番は、寺田地内の登記地目 畑１筆、439 ㎡を個人用住宅建築敷地とする永久転用の案件であります。

43 ページの審査表をご覧ください。

許可基準に定める農地区分の該当事項は「カ-(ア)」であります。

申請地は、第１種にも第３種にも該当しない第２種農地と判定されます。

農地の広がりが 10ha 未満の地域であり、周辺への影響も少ないと考えられるため、転用は止むを得ないものと判断いたしました。

以上、ご審議のうえ、ご決定くださるようお願いいたします。

議　長　　ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長（深井秋彦　委員）

はい、議長。説明いたします。

番号１番は、橋田地内の畑、番号２番は、寺田地内の休耕畑でありました。

特に問題がないと見てきましたので報告します。

議　長　　ありがとうございました。これより質疑に入ります。

ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

（質疑応答なし）

議　長　　無ければ、採決に入ります。

「議第２号・農地法第４条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、「議第２号・農地法第４条の規定による許可申請については、原案のとおり決定されました。

７　議件　／　議第３号

議　長　　続きまして、「議第３号・農地転用事業計画変更承認申請について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

星係長　　はい、議長。

議　長　　星係長。

星係長　　はい、議長。説明をいたします。

今回の農地転用事業計画の変更承認申請は、総数１件で、転用の承継とする用途変更が１件であります。

47 ページをご覧ください。

番号１番は、当初個人住宅用地及び庭木の移設用地として、平成 11 年 10 月に転用許可を受けておりましたが、庭木の移設を一部実行しており、個人住宅を建築する計画の履行ができなくなったため、露天貸駐車場敷地として承継者に譲り渡すものであります。なお、申請地において、庭木を管理するための小屋を建築しておりました。当初計画の内容と異なって、土地を利用していたため、今回、露天貸駐車場敷地としての使用を始めるにあたり、始末書を添付したうえでの申請となりました。

計画そのものの内容については５条許可申請が併せて提出されていますので、議第４号で説明いたしますので、事業計画変更は、転用の承継とする用途変更という部分につきまして、ご審議をお願いいたします。

以上、ご審議のうえ、ご承認いただきますようお願いいたします。

議　長　　ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長（深井秋彦　委員）

はい、議長。説明いたします。

番号１番は寺沢４丁目地内の埋め立て済みの田であり、一部、小屋の設置と庭木が移設されている土地でありました。

事業計画の変更としては、特に問題がないと見てきましたので、報告します。

議　長　　ありがとうございました。これより質疑に入ります。
ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

（質疑応答なし）

議　長　　無ければ、採決に入ります。
「議第３号・農地転用事業計画変更承認申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、「議第３号・農地転用事業計画変更承認申請について」は、原案のとおり決定されました。

７　議件　／　議第４号

議　長　　続きまして、「議第４号・農地法第５条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

星係長　　はい、議長。

議　長　　星係長。

星係長　　はい、議長。説明をいたします。
今回の農地法第５条の規定による許可申請は、総数１件で、売買が１件であります。
59 ページをご覧ください。
番号１番は、先ほどご承認いただきました、議第３号 農地転用事業計画変更承認申請と併せて提出されたものです。
寺沢４丁目地内の登記地目 田１筆、651 ㎡を露天貸駐車場敷地とする永久転用の案件で、売買となります。
67 ページの審査表をご覧ください。
許可基準に定める農地区分の該当事項は「エ－(ア)－ｂ－(ｃ)」であります。
申請地は、都市計画用途地域内であり第３種農地と判定されます。
第３種農地は転用を認めるとされており、周辺への影響も少ないと考えられるため、転用は止むを得ないものと判断いたしました。
以上、ご審議のうえ、ご決定くださるようお願いいたします。

議　長　　ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長（深井秋彦　委員）

はい、議長。説明いたします。

番号１番は寺沢４丁目地内の埋め立て済みの田であり、一部、小屋の設置と庭木が移設されている土地でありました。

周辺への影響が少なく、特に問題がないと見てきましたので、報告します。

議　長　　ありがとうございました。これより質疑に入ります。

ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

（質疑応答なし）

議　長　　無ければ、採決に入ります。

「議第４号・農地法第５条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので､「議第４号･農地法第５条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

７　議件　／　議第５号（①利用権設定・転貸案件）

議　長　　続きまして、「議第５号・農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について」を議題といたします。

はじめに、「利用権設定・転貸案件」についてお諮りします。

事務局より説明をお願いします。

猪俣主事　　はい、議長。

議　長　　猪俣主事。

猪俣主事　　はい、議長。説明をいたします。

71 ページをご覧ください。

今月の「利用権設定・転貸案件」について、８件の申し出がありました。

71 ページから 87 ページは利用権設定・転貸の案件です。

合計８件、55 筆、合計面積は 42,315.9 ㎡です。

８件の申し出のうち、地域計画区域外は該当ありません。

89 ページから 90 ページをご覧ください。

この計画は､農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第３項の規定に基づき、農業委員会としての意見を付して回答とするものであります。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議　長　　これより質疑に入ります。
ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

（質疑応答なし）

議　長　　無ければ、採決を行います。
「利用権設定・転貸案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、「利用権設定・転貸案件」は、原案のとおり決定されました。

７　議件　／　議第５号（②利用権移転案件）
議　長　　続きまして、「利用権移転案件」についてお諮りします。
事務局より説明をお願いします。

猪俣主事　　はい、議長。

議　長　　猪俣主事。

猪俣主事　　はい、議長。説明いたします。
91 ページをご覧ください。
今月の「利用権移転案件」について、３件の申し出がありました。
91 ページから 92 ページは利用権移転の案件です。
合計３件、８筆、合計面積は 8,055 ㎡です。
３件の申し出のうち、地域計画区域外は該当ありません。
これらを新しい耕作者に変更するものです。
93 ページをご覧ください。
この計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第３項の規定に基づき、農業委員会としての意見を付して回答とするものであります。
以上、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

議　長　　これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

（質疑応答なし）

議　長　　無ければ、採決を行います。
「利用権移転案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いし

ます。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、「利用権移転案件」は、原案のとおり決定されました。

議　長　　以上で、本日の総会に提出されました議件の審議は終了いたしました。これをもちまして、令和８年第５回五泉市農業委員会総会を閉会いたします。

（午後２時 31 分　閉会）